

保証制度のご案内

…2026年(令和8年)度版…



中小企業・小規模事業者の活力ある未来へ確かなサポート

青森県信用保証協会

協会の主な保証制度

～全国統一保証制度～

保証制度名	対象者	保証限度	資金使途・保証期間	保証料率(年率)
長期経営資金保証 「やくしん」	適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において事業を営み、かつ、要件を具備した中小企業者	2千万円～2億円	運転資金 3年以上15年以内 設備資金 3年以上20年以内 (据置、6ヵ月以内)	0.45%～1.90%
災害復旧保証	激甚災害により直接被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者	2億8千万円 (うち、無担保8千万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内 (据置、3年以内)	0.70%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村のセーフティネット保証にかかる認定書を有する中小企業者	2億8千万円 (うち、無担保8千万円)	運転資金 15年以内 設備資金 20年以内 (据置、1年以内)	セーフティネット保証 (1～4、6号)0.95% (5、7、8号)0.86%
根保証	根保証 (手形貸付・割引根保証)	2億円	運転資金 1年以内	0.45%～2.20% 手形割引根保証は 0.39%～1.87%
	当座貸越根保証	2億8千万円	事業資金 1年又は2年 (更新可)	0.39%～1.62%
	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	事業資金 1年又は2年 (更新可)	
創業関連保証	創業5年未満で一定の要件を満たした中小企業者	3千500万円	10年以内(据置1年以内)	0.85%
スタートアップ創出促進保証	創業5年未満で一定の要件を満たした中小企業者		10年以内(据置1年又は3年以内)	1.05%
再挑戦支援保証	廃業5年未満で一定の要件を満たした中小企業者		10年以内(据置1年以内)	0.85%
事業再生計画実施 関連保証	一定の要件を満たす事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者	2億8千万円 (うち、無担保8千万円) 組合等4億8千万円	事業再生実施 計画に必要な 事業資金 一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置、1年以内)	0.80%又は1.00%
事業再生計画実施 関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	一定の要件を満たす事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者		事業再生実施 計画に必要な 事業資金 一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置、3年以内)	0.40% (補助前は0.80%又は 1.00%、経営者保証免 除対応の場合は0.2% 加算)
財務要件型 無保証人保証	一定の財務要件を満たす中小企業者	2億8千万円 (うち、無担保8千万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内(据置1年以内) (設備資金及び運転設備資金の場合は 10年以内、据置1年以内)	0.45%～1.90%
小口零細企業保証	小規模企業者 従業員20人(商業・サービス業は5人。 宿泊業・娯楽業は20人)以内	2,000万円	事業資金 10年以内 (据置、1年以内)	0.50%～2.20%
中小企業特定社債保証	①純資産が5千万円以上3億円未満 ②純資産が3億円以上5億円未満 ③純資産が5億円以上で、一定の要件を具備する中小企業者	私募債発行限度 5億6千万円 (保証割合80%)	事業資金 7年以内	0.45%～1.90%

～全国統一保証制度～

保証制度名		対象者	保証限度	資金使途・保証期間	保証料率(年率)
担保 保証 融資 資産	個別保証 (ABL保証)	流動資産(棚卸資産・売掛債権)を 譲渡担保として提供し、資金を調達するもの * 個別保証は売掛債権のみ譲渡担保と します。	借入限度額 2億5千万円 (保証割合80%)	事業資金 1年間	0.68%
	根保証 (ABL保証)			事業資金 1年間	
経営力強化保証		金融機関、認定支援機関の支援を受けつつ 自ら事業計画の策定、実行、報告を行う 中小企業者	2億8千万円 組合等 4億8千万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (借換の場合は10年以内、据置1年以内)	0.45%～1.75%
借換 保証	一般保証及び 経営安定関連保証	保証付借入金を有し、一定の要件を満たす 中小企業者	2億8千万円 (うち、無担保8千万円)	返済資金及び事業資金 10年以 内 (据置、1年以内)	0.45%～1.90% (セーフティネット保証) 0.72%又は0.80%)
	条件変更改善型 借換保証	返済緩和を行っている保証付借入金を有し 金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受ける等、一定の要件を満たす中小 企業者		返済資金及び事業資金 15年以 内 (据置、1年又は2年)	
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)		信用保証料率の引上げにより経営者保証を 提供しないことを希望している中小企業者 で、一定の条件を満たしているもの	8千万円 ※経営安定関連保証は 別枠で8千万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置、1年以内)	0.70%～2.65% ※R8年度内申込は 0.05%補助
モニタリング強化型特別保証		認定経営革新等支援機関との連携により、 月次で財務状況や資金繰り状況等を把握 し、経営状況等の報告を行うことを誓約する 中小企業者	2億8千万円 組合等 4億8千万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置、運転1年以内 設備及び運設3年以内)	0.45%～1.90% ※R8年度内申込は 補助率 0.22%～0.95% 事業者負担 0.23%～0.95%
協調支援型特別保証		(1) 保証付と申込金融機関融資を一定の要 件により原則同時に行う中小企業者 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経 営行動計画の策定・計画・実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	2億8千万円 組合等 4億8千万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置、運転1年以内 設備及び運設3年以内)	0.45%～1.90% ※R8年度内の申込は (1) 1/3相当補助 (2) 1/4相当補助

～青森県信用保証協会の独自制度～

保証制度名		対象者	保証限度	資金使途・保証期間	保証料率(年率)
小規模企業者 カードローン 当座貸越根保証 「ナイス」		最近2年間のいずれかの決算で利益を計上 するなど一定の要件を満たす小規模企業者	300万円	事業資金1年又は2年 (更新可)	0.39%～1.62%
短期継続型保証 「NEWサポートファイブ」		法人…直近決算で経常利益計上 個人…直近の青色申告特別控除前所得が 200万円以上 共通…実質債務超過は外部専門家等支援 により策定した経営改善計画で改善 が見込まれるもの	8,000万円	12ヶ月 ただし、初回利用時の終期は 決算申告(確定申告)から3ヶ月以内 更新時は12ヶ月以内	0.45%～1.90%
小口短期継続型保証 「スモールサポート・ファイブ」		・貸借対照表を作成していない個人事業主 ・直近2年間のいずれかの決算で償却前所 得金額がプラス ・直近2年間のいずれかの決算で償却前所 得金額がマイナスの場合、外部専門家等 支援により策定した経営改善計画書で改 善が見込まれるもの	3,000万円 (1企業者あたり1口限り) (ニューマネーは初回利用時 直近申告平均月商の2ヶ月以 内)	12ヶ月 ただし、初回利用時の終期は 確定申告から3ヶ月以内 更新時は12ヶ月以内	1.15%
協調融資保証 「WIN(ウィン)」		・同時期に総融資額の30%以上のプロパー 融資を行うもの	2億8千万円 (うち、無担保8千万円)	運転資金1年超10年以内 (据置、1年以内) 設備資金1年超20年以内 (据置、1年以内)	0.35%～1.80%

県の保証制度

保証制度名	対象者	保証限度	資金使途・保証期間 (据置期間)	貸付利率 ※3	保証料率 (年率)	
「青森新時代」への 架け橋資金 ※1※2※3	創業及び前向きな取り組みを行う中小企業者					
	(1)県内で中小企業者として創業する(創業後5年未満を含む)事業					
	①県内で創業するもの「スタートアップ創出枠」(法人のみ)	1億円 (うち① 3千5百万 円以内)	10年以内(1年以内)	固定利率 1.7%	1.05%	
	②県内で創業するもの「創業枠」		運転10年以内(2年以内) 設備15年以内(3年以内) 借換10年以内(1年以内)	(1)①について 女性、U/I/T-マンの 創業 1.5%		
	(2)法令等の認定や国・県補助等の採択を受けたもの	1億円	運転資金10年(2年以内) 設備資金15年(3年以内)	各市町村が設置する 創業相談窓口の 利用 1.6%	0.45%~1.90%	
	(3)特別枠	2億8千万円		(1)~(3)について 三者連携協定に基 づく貸付を受けるもの 1.6%		
	①新商品等の開発・新分野進出を図るもの					
	②DX推進・生産性向上を図るもの					
	③GXを推進するもの					
	④SDGsの達成に資するもの					
⑤労働力確保(賃上げ)・仕事と子育ての両立に資するもの						
⑥物流の効率化を図るもの						
(4)事業承継枠	1億円	10年(1年以内)		固定利率 2.2%		
①存続見通しつかない事業者から事業基盤を承継するもの						
②事業承継の計画作成・実行のための資金を要するもの						
③事業承継特別保証を利用したもの						
④事業承継特別保証を利用し、専門機関の確認を受けたもの						
⑤経営承継借換関連保証を利用するもの	1億円		0.20%~1.15%			
(5)金融機関提案枠	1億円	運転資金 10年(2年以内) 設備資金 15年(3年以内)	固定利率 上限1.7%	0.45%~1.90%		
経営安定化サポート資金 ※2	不況による売上減少・災害などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者					
	(1)連鎖倒産枠	3千万円	運転資金	10年(2年以内)	固定利率 1.8%	
	(2)経営安定枠	4千万円				
	(3)災害枠	3千万円	運転・設備資金	10年 (2年以内)	固定3年 以内1.6% 固定3年 超1.8%	
①県が指定する災害の影響を受けているもの						
②陸奥湾ホタテガイ高水温被害の影響を受けているもの	3千万円 (ホタテ関連 事業者は1 億円)					
事業活動応援資金 ※2	県内に事業所を有する中小企業者で、事業活動に必要な資金の調達を図るもの	1億円	運転10年(2年以内)・設備15年(3年以内)	変動利率 2.1%	0.45%~1.90%	
経営力強化借換資金 ※2	青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、経営の改善に向けて当該借入金の借換えを必要とし、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1億円	既往借入金 返済資金 (但し、必要と認められる場合は 新規資金の上乗せ可)	10年以内 (1年以内)	固定利率 下限1.9%	0.45%~1.75%

市町村の保証制度

保証制度名	対象者	保証限度	資金使途・保証期間	貸付利率	保証料率 (年率)
市町村小口資金 ※4	各市町村に住所又は主な事業所を有し、納税状況良好な中小企業者	2千万円	10年以内	所定利率 市町村に よって異なり ます	0.45~2.20%
市町村活性化資金 ※4	各市町村に住所又は主な事業所を有し、納税状況良好な中小企業者	2千万円	10年以内		
市町村小口零細資金 ※4	各市町村に住所又は主な事業所を有し、納税状況良好で一定の条件を満たす小規模中小企業者	2千万円	10年以内		

※1:(4)①②③の要件を除いて、県による保証料補助を受けられる場合があります。

※2:一部の市町村においては、保証料補助を行っている地域もあります。また、市町村によっては保証限度額、保証期間が異なる場合がありますのでお近くの営業所・支所にご相談ください。

※3:一定の条件を満たせば貸付利率が割引になる場合があります。

※4:市町村によって、保証限度、保証期間、貸付利率が異なる場合があります。また、一部の市町村においては、保証料補助を行っている地域もあります。

◆経営者保証を不要とする取扱いが可能です◆

- 金融機関連携型 ... 信用保証協会の保証を付さず、経営者保証を不要とし、担保保全のない融資残高があり一定の条件を満たしている
- 財務要件型 ... 直近決算期において一定の財務要件を満たしている(「財務要件型無保証人制度」でのご利用)
- 担保充足型 ... 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

なお、上記以外でも保証料を0.25%又は0.45%上乗せすることで経営者保証を不要にできる場合があります。お近くの営業所・支所にご相談下さい。



青森県信用保証協会

ホームページ <https://www.cgc-aomori.jp/>

青森営業所 TEL: 017-723-1353
八戸支所 TEL: 0178-24-6181
十和田支所 TEL: 0176-23-4331

弘前支所 TEL: 0172-32-1331
五所川原支所 TEL: 0173-35-4121
むつ支所 TEL: 0175-22-1204



◆当協会HPはこちら
からもアクセスできます◆